

## 議案第 8 号

杉並区立こども発達センター条例及び杉並区立身体障害者通所施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 26 年 2 月 13 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区立こども発達センター条例及び杉並区立身体障害者通所施設条例の一部を改正する条例

第 1 条 杉並区立こども発達センター条例（平成 8 年杉並区条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「第 5 条第 17 項」を「第 5 条第 16 項」に改め、同条第 4 号を削り、同条第 5 号中「前各号」を「前 3 号」に改め、同号を同条第 4 号とする。

第 3 条第 2 号中「第 5 号」を「第 4 号」に改める。

第 4 条第 2 項を削り、同条第 3 項各号列記以外の部分中「第 1 項」を「前項」に改め、「又は前項の承認」を削り、同項第 2 号中「第 1 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 6 条の見出し中「又は承認」を削り、同条中「若しくは同条第 2 項の規定による利用の承認」を削る。

第 2 条 杉並区立身体障害者通所施設条例（平成 4 年杉並区条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「同条第 13 項」を「同条第 12 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

こども発達センターの事業を改める等の必要がある。

杉並区立こども発達センター条例及び杉並区立身体障害者通所施設条例  
の一部を改正する条例新旧対照表

第1条による改正（杉並区立こども発達センター条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(事業)</p> <p>第2条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 法第6条の2第6項に規定する障害児相談支援に関すること（以下「障害児相談支援」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）<u>第5条第16項</u>に規定する基本相談支援に関すること及び同項に規定する計画相談支援に関すること（以下「計画相談支援」という。）並びにこどもの発達の相談に関すること。</p> <p><u>(4) 前3号</u>に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業</p> <p>(利用することができる者)</p> <p>第3条 センターを利用することができる者は、次の各号に掲げる事業に応</p>	<p>(事業)</p> <p>第2条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 法第6条の2第6項に規定する障害児相談支援に関すること（以下「障害児相談支援」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）<u>第5条第17項</u>に規定する基本相談支援に関すること及び同項に規定する計画相談支援に関すること（以下「計画相談支援」という。）並びにこどもの発達の相談に関すること。</p> <p><u>(4) 個別指導及び訓練に関すること。</u></p> <p><u>(5) 前各号</u>に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業</p> <p>(利用することができる者)</p> <p>第3条 センターを利用することができる者は、次の各号に掲げる事業に応</p>

じ、当該各号に定める者とする。

(1) 略

(2) 前条第2号から第4号までに規定する事業（保育所等訪問支援、障害児相談支援及び計画相談支援を除く。） 区内在住の18歳未満の心身障害児、その保護者その他区長が必要と認める者

(3)及び(4) 略

(利用の手続等)

第4条 略

2 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承諾\_\_\_\_\_を与えないことができる。

(1) 略

(2) 前項の規定により保育所等訪問支援の利用の申込みを行った者の数その他の事情により、その実施が困難であるとき。

(3)～(5) 略

(利用の承諾\_\_\_\_\_の取消し等)

第6条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の規定による利用の承諾\_\_\_\_\_を取り消し、

じ、当該各号に定める者とする。

(1) 略

(2) 前条第2号から第5号までに規定する事業（保育所等訪問支援、障害児相談支援及び計画相談支援を除く。） 区内在住の18歳未満の心身障害児、その保護者その他区長が必要と認める者

(3)及び(4) 略

(利用の手続等)

第4条 略

2 第2条第4号に規定する事業を利用しようとする者は、規則で定めるところにより区長に申請し、その承認を受けなければならない。

3 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の承諾又は前項の承認を与えないことができる。

(1) 略

(2) 第1項の規定により保育所等訪問支援の利用の申込みを行った者の数その他の事情により、その実施が困難であるとき。

(3)～(5) 略

(利用の承諾又は承認の取消し等)

第6条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の規定による利用の承諾若しくは同条第2項の規定による利用の承認を取り消し、

又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

(1)～(4) 略

又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

(1)～(4) 略

第2条による改正（杉並区立身体障害者通所施設条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(事業)</p> <p>第2条 通所施設は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第7項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）及び同条第12項に規定する自立訓練（以下「自立訓練」という。）に関すること。</p> <p>(2) 略</p>	<p>(事業)</p> <p>第2条 通所施設は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第7項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）及び同条第13項に規定する自立訓練（以下「自立訓練」という。）に関すること。</p> <p>(2) 略</p>